
生命保険金請求権の質権設定について

岩手大学 深澤 泰弘

1. はじめに

保険金請求権は財産的価値のある権利であるので、これに質権を設定することができる。これは損害保険契約に限らず、生命保険契約においても可能である。保険契約者兼被保険者と保険金受取人が異なる生命保険契約(第三者のためにする生命保険契約)において、保険事故発生後の具体的保険金請求権に保険金受取人が質権を設定できるのは間違いない。また、保険事故発生前の抽象的保険金請求権に関しても、条件付きではあるが保険金受取人の固有の権利として認められている以上(最判S40・2・2)、保険金受取人は質権を設定できるものと解されている。これに対して、第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者が保険金受取人の同意なく、抽象的保険金請求権に質権を設定できるかについては、判例・学説において意見が分かれていた。このような状況において、この問題に関し初めて高裁レベルでの判断が下された(東京高判H22・11・25)。そこで、本報告では本判決を中心にこの問題について検討を試みる。

2. 東京高判平成22年11月25日の概要

保険金受取人の有している保険金請求権は期待権に止まり、「死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、亡A(保険契約者兼被保険者：筆者注)が上記処分権を有していたという意味で亡Aの財産権に属するものと解するのが相当である。」

「受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権に質権を設定することができるものと判断すべきである」。

3. 判例・学説

保険契約者が死亡保険金請求権に対し質権を設定する際に、保険金受取人の同意を必要とするか否かについて、従来の裁判例ではこれを必要とするもの(大阪地判H17・8・25)と不要とするもの(東京地判H17・8・30、東京地判H22・1・28)に分かれていた。

【平成23年度大会】

第IIIセッション

報告要旨：深澤 泰弘

学説においても、抽象的保険金請求権は保険金受取人の権利であるという理由や、保険契約者の質権設定を認めることで、保険会社の二重払いといった弊害が生じることを理由に、保険金受取人にも質権設定権限を認めるとする見解(否定説)と、抽象的保険金請求権は保険金受取人にとって単なる期待権にすぎず、保険契約者は抽象的保険金請求権の処分権を有するとの理由から、保険契約者にも質権設定権限を認めるとする見解(肯定説)とで、意見の対立がみられる。

4. 検討事項

保険金請求権はあくまでも保険金受取人の権利であり、保険契約者には保険金受取人の指定・変更権はあるものの、保険金請求権自体の処分権はないものと解すべきではないか。このように解しても、保険契約者は自らを保険金受取人(自己のためにする保険契約)にすれば、保険金受取人の立場として抽象的保険金請求権に質権を設定できるので、何ら問題はないのではないかと。

肯定説の立場に立つと、保険金受取人(またはその質権者)が知らぬ間に同一の保険金請求権に対して別の質権が設定される可能性があり、保険者が二重払いをさせられる危険性がある。また、保険金受取人の介入権が認められている現行保険法の下では、保険契約者により知らぬ間に質権が設定されている場合、保険金が満額支払われると思って、介入権を行使した保険金受取人の期待に反することになるのではないかと。反対に、否定説の立場に立つても肯定説ほどの弊害は生じないのではないかと。

旧商法674条3項では権利を譲渡する者を「保険金額ヲ受取ルべき者」と明確に規定していたが、同条項に該当する保険法47条には主体について明記されていない。旧商法の規定では譲渡できる者は保険金受取人に限定していたが、保険法では保険金受取人以外の者の譲渡・質権設定を認める意図でそのように規定されたのか。立法担当者の解説から必ずしもそうは読めないものと思われる。

以上から、原則として保険契約者に質権設定権限を認める必要はないのではないかと。上記東京高判においては原告側の予備的請求を認めて、保険者に責任を負わせるほうが妥当ではなかったか。

5. おわりに